

## 足利市電子入札実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事及び建設工事関連業務（以下「建設工事等」という。）について、足利市契約規則（昭和51年足利市規則第23号。以下「契約規則」という。）第9条第3項に規定する電子入札の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 電子入札に関する事務を処理する情報処理システムをいう。
- (2) 紙入札 書面により入札書を提出する入札をいう。
- (3) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条に規定する電子署名をいう。
- (4) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律第4条の規定による主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。

### (利用者登録及び電子署名)

第3条 本市が行う電子入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、初めて電子入札システムを利用するとき又は新たにICカードを取得したときは、使用するICカードについて、電子入札システムから利用者登録を行わなければならない。

- 2 利用者登録の内容は、企業情報、代表窓口情報、ICカード利用部署情報等とする。
- 3 入札参加者は、利用者登録した代表窓口情報、ICカード利用部署情報に変更が生じたときは、遅滞なく変更内容の登録を行わなければならない。
- 4 入札参加者は、足利市入札参加資格者名簿の登録事項及び電子入札システム利用者登録内容に変更が生じたときは、変更の届出と併せて、電子入札システムから変更内容の登録を行わなければならない。なお、当該変更の届出及び登録に係る審査が終了するまでの間については、別に定める規定に基づき紙入札により対応するものとする。
- 5 入札参加者が電子入札システムにより電子入札に係る諸手続を行うときは、あらかじめ利用者登録をしたICカードにより電子署名を付して行わなけれ

ばならない。

(入札参加申請書)

第4条 一般競争入札に係る入札参加者は、入札参加申請書を電子媒体(以下「電子ファイル」という。)により提出しなければならない。

2 市長は、前項の入札参加申請書を受理したときは、電子入札システムによりその旨を通知するものとする。

(指名通知)

第5条 市長は、指名競争入札にあつては、電子入札システムにより指名通知を行うものとする。

(予定価格等の登録)

第6条 市長は、契約規則第4条第1項に規定する入札の公告又は、前条の指名通知(以下「入札の周知」という。)を行う際に予定価格を電子入札システムに登録するものとする。ただし、予定価格を入札執行後に明らかにする場合は、開札時に当該予定価格を電子入札システムに登録するものとする。

2 市長は、次に掲げる金額のいずれかを設定した場合は、開札時に電子入札システムに登録するものとする。

(1) 低入札調査基準価格

(2) 最低制限価格

(紙入札)

第7条 紙入札により入札に参加しようとする者(紙入札者)は、事前に市長に紙入札の承諾を受けなければならない。

2 前項の承諾を受けようとする者は、紙入札方式参加承諾願(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の承諾願が提出されたときは、特に必要と認めた場合は、承諾し、書面により入札書等を提出させることができる。

4 市長は、前項の承諾を受けた紙入札者に対して、あらかじめ指定した日時及び場所において入札書を提出させるものとする。

(入札の変更及び取消し)

第8条 電子入札又は紙入札により提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

(積算内訳書の取扱い)

第9条 市長は、入札参加者に積算内訳書の提出を求める場合は、入札書の提出とともに積算内訳書に係る電子ファイルを提出させるものとする。この場合に

において、当該積算内訳書の確認は、開札時に行うものとする。

- 2 紙入札者にとっては、入札書と併せて積算内訳書を提出させるものとする。  
(入札の辞退)

第10条 市長は、入札参加者が入札を辞退する場合には、電子入札システムにより辞退届を提出させるものとする。ただし、やむを得ないと認められる場合は、書面により提出させることができるものとする。

- 2 前項の規定による入札の辞退は、入札書を提出した後はできないものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、入札の周知に記載された提出期限までに契約規則第9条第3項に規定する記録が確認できなかった場合は、当該入札を辞退したものとみなす。  
(開札)

第11条 市長は、あらかじめ指定した場所において開札を行うものとする。

- 2 市長は、開札日時に達したときは、遅滞なく開札を行うものとする。ただし、紙入札者がいる場合は、あらかじめ紙入札者の入札書を開札して入札書記載金額を電子入札システムに登録した上で、当該電子入札の開札を行うものとする。
- 3 市長は、入札参加者の入札が無効又は失格となった場合には、電子入札システムにより当該入札参加者へ通知するものとする。
- 4 市長は、電子入札システムにより開札を執行する場合は、入札参加者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせないことができる。
- 5 市長は、電子入札システムにより入札した者が開札の立会いを求めた場合は、これを認めなければならない。

(入札の無効)

第12条 契約規則第10条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) ICカードの不正使用等をした者が入札を行ったとき。
- (2) 同一入札者が電子入札と紙入札の両方を行ったとき。
- (3) 入札書等に不正な手段により改ざんされた事項が認められたとき。
- (4) 積算内訳書の提出が義務付けられている入札について積算内訳書が提出されていないとき。
- (5) 積算内訳書の合計金額と入札書の入札金額が相違するとき。

(落札者の決定)

第13条 市長は、落札者を決定した場合は、電子入札システムにより落札者の決定の登録を行った上で、速やかに電子入札システムにより落札者に通知する

ものとする。ただし、紙入札者にあつては、書面又は口頭により通知をするものとする。

(落札者の決定の保留)

第14条 市長は、次に掲げる場合は落札者の決定を保留し、別に定めるところにより審査等を行うものとする。

- (1) 一般競争入札において、開札後に入札参加資格要件の審査を行う場合
- (2) 総合評価落札方式で行う入札において、開札後に総合評価点の算出を行う場合
- (3) 低入札調査基準価格を下回る入札が行われた場合
- (4) その他必要と認められる場合

2 前項の規定により落札者の決定を保留する場合は、電子入札システムにより入札参加者に通知するものとする。ただし、紙入札者にあつては、口頭により通知するものとする。

(電子くじ引きによる落札者の決定)

第15条 市長は、落札者となるべき者が2者以上ある場合は、電子くじ引きを実施して落札者を決定するものとする。

(入札の取止め)

第16条 市長は、入札の執行を取り止める場合は、電子入札システムにより入札参加者に通知するものとする。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、別途の方法によることができるものとする。

(障害時の対応)

第17条 市長は、電子入札システムの障害、停電又は通信事業者に起因する通信障害等やむを得ない事情により複数の入札参加者が電子入札システムによる入札が困難と判断した場合には、その原因と復旧の見込み等を調査の上、受付締切時間及び開札予定時間を変更し、若しくは延長し、又は紙入札へ変更するなど必要な措置を講じるものとする。

(運用の基準)

第18条 電子入札の運用に関する基準については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。